

統制經濟の組織

高田保馬

—

統制波及は必然ならずといふ主張の上に立つときには、部分的なる需給統制をもつところの統制經濟が成立する。それは必ずしも全面的統制經濟への過渡段階と見らるることを要しないであらう。國家は重點についてのみ計畫を確立し、それを權力によつて強行する。けれども國家がたび計畫の實現についてなるべく主體の自發的協力を求めようとする限り、而して強制を緩和してなほ其目的を達しようとする限り、全面的なる統制經濟に進まざるを得ぬ。此意味に於て全面的なる統制經濟は統制經濟の代表的なる定型であるとすら云ひ得る。現に國防の必要からの壓迫がある限度に止まる間は部分的なる統制によつて切抜けられる。けれども國防の強化愈々進行するときには全力を一目的に集中せざるを得ず、勢全面的なる統制に向つて進む。この全面的

なる統制經濟の組織は國によつて區々である。茲には資料をそれらに求めつゝも、一の理想型的構想によつて其特質を明にすることにしよう。而して現實に於ける甲又は乙の國家に於ける統制經濟が此定型から如何なる點に於て離るるかを明にする。

全面的なる統制經濟の分析に際しては、それが如何なる組織をもつか、この組織が如何に運営せらるるかを明にする必要がある。前者は構造の問題であり、後者は機能の問題である。而して統制は一般に不斷なる機能即ち經濟の循環の間に行はるるを常とする。けれども國家は其目的の遂行の爲に、これを以て足れりとせず、組織そのものに強制的なる變改を加へてゆくことがある。それは不斷なる國家の行動ではなく一たびの組織變化の統制的活動であるが、統制の客體に對する強權の作用であり而も需給統制を目ざすことであるのに相違はない。此の意味に於て前に之を組織統制といひつゝ循環統制といふ不斷の國家干渉から區別したのである。統制組織を論ずるにつけては、この面をも考慮することによつて全貌を明にしたいと思ふ。

さて、統制經濟の組織の面を見るにつけては、一方國家乃至官廳の側と他方民間ことに家計の側とを別々に考へなければならぬ。即ち統制を加へる側の組織と之を受ける側の組織である。前者の方面から順次に考察を加へる。ところで、全面的なる統制は前提として全面的なる計畫を必要とする。従つて此統制組織の中心に位置するものは中央計畫機關である。次には此計畫を實現せしむるところの執行機關が存立しなければならぬ。勿論統制の客體は別に存するわけであるから實行機關の機能は指導と命令とにより各經濟主體をして此計畫内容

を實現せしむることがある。これが補助機關として監視の任に當るものが作用する。假に之を監視機關と稱することにしよう。この中、中心的地位を占むるものは中央計畫機關である。此機關の性質は屢々經濟參謀本部の名によつて明にせられる。その構成は常に官廳組織の一部をなすのであるが、大抵その諮問機關としての會議をもち、これは何等かの經濟團體の代表者から構成せらるるのを順序とする。たゞ此諮問機關が如何なる構成をもつか、又どこまでの權限を與へらるるかは國家組織と國民經濟の傳統とによつて定まるところが多い。勿論各國に於ける組織が何れもかゝる形態をとるとはいひ難い。例へば我國に於ける企畫院は中央計畫機關たる地位にあるけれども、なほ物價の決定資金の計畫は産業諸省の營むところである。計畫に關する諮問機關は今のところ全體的組織をもつものではなく各業種別の統制會が參畫するに止まるといふ姿にある。けれども進みて考へると、此諮問機關が決議機關にまで強化せられ官廳は調査や資料の提供の役目を營むに過ぎざるが如き組織といへども考へられぬことはない。かつての社會主義的組織の構想の中に其例を見ることがあつた。とにかく此中央計畫機關は一方生産物の種類數量を定むるとともに、其價格を定め、従つてそれに伴ふ金融計畫即ち資金の割當を確定しなければならぬ。之を戰時について見るならば物資動員計畫と價格公定と資金配分計畫の三を定めることになる。動員計畫に取入れらるる物資は一應軍需と直接の關係をもつものやうに見えても、一國の全生産力の用途を全面的に考慮することなくしては決定し得らるるものではない。従つてこれが決定は比喩的に物資の需要と供給との貸借對照表の作製であるといはれる。繰返していはう。必要なる計

畫は物資の面と金融の面とに分たれる。價格と數量とは前者に屬し、資金の集配は後者に屬する。而して此計畫は當然實行機關に移される。

全面的統制經濟といひ得るにせよ、得ざるにせよ、各國に於ける中央計畫機關の組織は區々である。ソ聯に於ける計畫機關としては勞働國防委員會の附屬常設委員會ともいふべき國家計畫委員會（ゴスプラン）をあげべきである。統一的全國家的經濟計畫を樹立し且つこの計畫の實行化に當つて一般的監督をなす。けれども計畫の審査進みては其實施に於ける最高機關は政府の首腦者別して諸産業大臣、勞働組合代表者より構成せらるるところの勞働國防委員會そのものである。一九三〇年以後最近までのファツシズム政府の下に於ては、全國協同團體會議が「伊太利經濟に於ける地位は軍隊に於ける參謀本部の如きもの」として計畫機關たる機能を營み、進みては統制の實行にも參畫してゐた。日本に於ける中央計畫機關としての機能は主として企畫院に集中せられてゐるけれども、なほ各省に分散せられてゐる部分の多きことは前述の如くである。統制經濟は必ず計畫機關の決定したる計畫を實行にうつすところの實行機關を必要とする。これは或る場合に計畫機關と合一して中央統制機關ともいふべきものを構成することがある。又は別に獨立の機關をなすことにあると考へられる。進みては我國に於けるが如く、各産業省が各産業分野に於ける統制實施機關として役立つ。統制の計畫は産業團體をして決議せしむることあるにしても、此計畫の實行は常に國家機關自ら之に當らざるを得ぬ。たゞその圓滑なる進行は常に複雑なる事態の認識を必要とするところから、一定の産業の事情

に精通したる集團の代表者に若干の權限を委讓することもある。我國の統制會は此委讓を受くべき地盤として形成せられたるものである。此限りに於て、かゝる産業團體が國家の代行機關として統制の實施に當ると見るべきものである。此場合國家は自ら産業の經營に當るのではないから、たゞ企業を中心として見る限り、其新設、擴張、縮小等の計畫に對する許否を決し、資材や勞務の割當を行ひ、技術や生産過程に立入り、生産財生産物の價格を遵守せしめるといふが如き、行政の範圍に終始する。

監視機關ともいふべきものは種々なる形態をとる。行政系統以外から企業の經營が一方國家の統制の範圍をこゆることなきかを見、他方國家目的の精神に副ひつゝあるかを見る。かゝる機關としては、政府の官吏にして而も直接に統制機能を擔當せざるものが當ることもあらう。政府と一體をなす黨の役員が企業内部に入りこみてそれに當ることもあるであらう。要するにそれらが統制の諸規定が十分に守られてゐるかを監視し、進みて國家の目的が企業經營の擔當者や勤勞者の精神を十分に支配しつゝあるかを監視する。ナチスの企業に於ては黨の役員が企業内部に入りこみ、企業の幹部をも勞務者をも告發する權能をさへ與へられてゐる。勿論企業の外部にあつて警察が統制法規違反を摘發監督し、又輿論と民衆の注視が督勵するといふことはある。けれどもこれは特別の任務をもつ組織とはいひがたいであらう。

二

統制經濟の組織は統制を加ふるものの側に存するばかりではなく、統制を受くるものの側にも亦それに対応して形成せられる。その一は企業又は經濟そのものの内部組織にあり、その二は企業相互間の關係又は結合に存する。まづ、統制の對象としての企業が如何なる組織のものにあらざるかを考へることにしよう。

統制經濟に於ける企業の立場は常に創意と責任及び奉公又は公益優先の言葉によつて示される。これはかゝる統制の客體の何であらざるかを示すものである。資本主義經濟に於ける企業は利潤の追求を生命とすること周知の事實である。それは勿論創意の上に立ち、従つて其結果としての損益の負擔に任ずる。けれどもそれと同時に利潤の追求には方法を選ばず、其結果、獨占と投機とによる利潤の追求が進行し、同時に景氣の波動が深刻となる。統制經濟に於ける企業はかゝる無制限なる利潤の追求を抑制せられ、生産の任意なる制限を必ずしも認められぬ。従つて獨占と投機とによる利潤を斷念するとともに生産の伸縮を利潤の打算に任せず、自ら國家の目的に副はうとする。このことは生産の運営に於て必ずしも限界原理に従はず、限界單位については費用の補償をすら斷念することのあるべきを意味する。けれども利潤を以て企業といふ活動に對する報酬として考へるとき、その適正なる高さについては之を承認するとともに、超過利潤といへども、企業が生産力増加、例へば費用低下、資本回轉増加の結果として得らるる限り、なほ之を否定せざる態度をとる。此意味に於て企業は創意と責任との主體として自主性をもつとともに、國家目的への奉仕と云ふ方針に従ひ、此方向への努力の結果として報酬としての利潤を得ることとなる。勿論企業の擔當者自身の動機について見るならば、國家統

制の框内に於て生産力を高め従つて費用低下を計るといふ方針に徹することとなり得るが、此方向自體が國家の立場から見ると、國家目的への生産を増加することとして一定の報酬を承認せらるることとなるのである。要するに、企業は自主的に利潤を報酬として與へらるるに値する組織として立つといふべきであらう。それゆゑに、自由經濟に於ては企業の行動は極大満足の原則に従ひ限界原理を離れぬ。統制經濟に於ける企業は國家の必要に應じては限界原理を離れ費用補償を條件として従つていはゞ平均原理に従つて行動することもあり、又は費用を割り利潤の減少を忍びても生産することもある。後の場合極大満足が求めらるる主體、いはゞ其要求充足の極大の求めらるべき主體は國家であつて企業ではない。

それとともに、企業は國家行政機構の一部として又は國家の代行機關として作用するのではない。勿論國家目的従つていはゆる公益を方針として動くことはいふまでもないが、國營の場合に於ける經營との間に二點の距離がある。一は企業が自主性をもち自己の意志に従つて行動すること、従つて損益を負擔すること、二は國家目的の容認する範圍に於て企業自體の利益を追求すること。前者はいはゞ企業組織の形式的なる點であり、いはばその獨立性を意味するものである。後者は行動の動機を示す。一部には統制經濟の中に支配する原理が屢々公益優先又は私益の前の公益といはるることから公益以外何ものをも認めずと之を解釋するものがある。それは事實の理解としては當らずといふ意見が廣く行はれてゐる。茲には世界觀を認めず政策の理想を説くのでなく、たゞ統制經濟といふ事實の實態を把握する立場に終始するわけであるが、此立場からいふと利潤

が報酬としての意味をもつものと見られ、その限り、生産力を高めるといふ私益公益一致の方法に於て得らるる限り、其追求が行はるるものと解すべきであらう。公益を害ふところの私益がすべて抑壓せらるることはいふまでもない。

さて統制經濟に於ける企業の性質を此の如きものとする限り、企業内部の組織に於ける變化が要求せられる。それは所謂私益追求の組織、若しかゝる通俗的表現をさけて嚴密なる表現を用ひていへば、利潤の爲に利潤を追求するといふ營利的組織たることをやめることになる。このことは一般に資本と經營との分離として表現せられてゐる。

資本といふことを嚴密に解釋するならば、それは營利乃至利潤の追求を離れずといふ見方も成立するであらう。けれども之を緩き意味に解して、資本財の包括的名稱又は資本財の貨幣的表現と見るとき、次の如くに云ひ得るであらう。統制經濟に於ける統制の客體は一般的に見て民營の企業である。ところで資本の國有が行はれてゐない以上、資本の所有もまた民有の形態をとる。さうすると此場合、統制經濟はやがて民有民營の組織に於て行はれてゐるにちがひない。尤も資本が全般的に國有とならずとも部分的例外的に國有となることはあり得るであらう。而して此國有の地盤の上に經營のみが民營であることも可能であり、現に統制經濟の下に於ても此事實を認め得る。たゞ統制經濟に於ける一般的事態としては企業は民有民營であるといひ得る。けれども此場合、資本の所有者がやがて經營の擔當者即ち經營責任者であることもあり得る。これが所有と經營との一

致又は結合といはるるものに當る。たゞ此表現の意義とても決して明確のものではない。株式會社企業の發達につれて資本は巨大となり、従つて幹部たる株主重役の持株數の割合は愈々減少する。巨大なる企業に於てはこのこと格別にさうである。理由はかうである。近代産業の發達につれ企業の資本は愈々巨大となり、大財閥の資力を以てしても、其中の小部分を所有しうるに過ぎぬ。而も事情の複雑となるにつれて、有力なる株主としての資本所有者自身が經營の適任者たる可能は減ずる。従つて企業は官僚組織の如く練達者の體統的事務的組織をもつ大組織となり、いはゞ吏僚組織體となる。かくして經營は資本所有者ならぬものに委せらるる傾向を生じた。これが所有者と經營との分離の第一の意義である。けれども、これが二者の完全なる分離を意味するかといふにさうではない。かゝる組織の幹部としての所謂有給經營者といへども、之を何人が選任するか。形式的には株主總會であり實質的には少數の資本所有者ではないか。此意味に於て徹底せる、いはゞ第二の意義に於ける二者の分離はこの選任の權能と資本所有者以外に移すこととならざるを得ぬ。

かゝる見方をつきすゝめて行くと次の如き結論に達する。經營と所有との二者の分離は統制經濟に於ける企業の組織の根本條件である。而して此分離を保障する道は、企業の經營擔當者の任免を結局に於ては國家之を行ふことにする外はない。少くも國家機能の代行機關たる經濟團體をして之を行はしむることとする。たゞその選定そのものについては之を資本所有者に一任せずとするならば企業の經營參加者（従業員）の代表者をして之に當らしむることとする外はないであらう。要するに何等かの機關の推薦によつて政府之を任命又は認可

し、進みては其監督の任に當り、従つて免黜し得るといふことにならざるを得ぬ。

これは企業の組織に關して要求せらるる一の見解である。けれども統制經濟を成立せしめてゐる周圍の事情、ことに歴史的及び經濟發達上の事情如何によつて、此點についての要求は異なり得る。若し、企業の自主性に重點を置き、その生産力の極度なる發揮を要望するときには、必ずしも同一の結論に到達せぬであらう。その論理は次の如くなる。統制經濟に於て企業に要求せらるるところは、全生産力をあげて國家目的に副ふことであるが、これが爲には、企業が營利に走つて公益を害せざることと其自主性を發揮することである。ところで經營擔當者の任免を國家又は其代行機關に委せるときには前半の要望を充すが、必ずしも後半の要望を充し得ぬ。そこで後の條件を充しながら、前者についての工夫の道はないか。かくて企業の生産力發揮に主眼を置くときには企業の所有と經營との分離は之を大勢に委せて必ずしも之を徹底的に強制せず、企業が國家目的から逸脱するときには假借するところなく制裁するといふ方針も亦考へらるるはずである。従つて此點については次の如く考へ得るであらう。所有と經營との結合が企業の自主性を通して生産力の發揮に役立つならば必ずしも之を排除せず、公益尊重の保障は國家の統制にまつ。かくて自主性と國家の企業干涉との何れか一方を貫くことが國家目的の實現に障礙を來さずとせぬ。従つて企業と經營との分離のどこまで要求せらるるかは一律に云ふことを得ず、各國民經濟の實情に即してのみ考ふべきことである。

今日の統制經濟の思想には二の傳統又は系譜がある。一は共產主義的思想の緩和又は現實の適應として成立

したるものである。それは共產主義に於ける要求として資本私有の廢止と生産消費の計畫化乃至國營組織化の二のうち、私有の排除が或は不可能であり或は困難である場合、資本私有をそのまゝにして國營又は生産消費の計畫化のみを残存せしめる。かゝる主張に於ては今日の企業に於ける資本所有をそのまゝにして經營擔當者を此所有から切斷し、國家又は其代行機關をして之に當らしめようとする要求を生む。これ最も徹底的なる形に於ける所有と經營との分離の主張である。統制經濟の主張に於ける系譜の他の一は共產主義に對して私有資本の上に立つ企業を尊重し、其活動の自主性に期待し、たゞ企業をして私益追求にはすることなきやうに、國家權力の統制を強化しようとする。此傾向にあつては企業の自主性に重點を置くほど、一方からいふと、生産力の増加を重要視するほど企業に於ける所有と經營の結合を必ずしも排除せず、必要に應じては其結合を利用するといふ場合も起り得る。

尤も以上に述べたところは論理的に必然なる主張ではない。生産力に重點を置く考からも、今まで所謂資本家の營利の努力の弊害を強く感じたるものは二者の完全なる分離を強く要求することもあらう。共產主義的地盤の上に立つても、漸次の變革を有利とするものは、表面二者の一致を説くものもあらう。

企業をして國家の要求を強力に取入れさせる爲には、其組織に對する一定の要求のあること、前述の如くである。けれども、企業内部の組織にあつては、所有經營の分離、又は國家の經營擔當者選擇といふこと以外、不斷の關與が外部から要求せられる。國家と一體をなす黨の代表者又は常駐官吏が企業の内部から其方針を監

視することも其一であらう。進みては、國家要求の代表者としての軍が常駐して經營の監査監督の任に當ることもあらう。更に進みて經營が軍の管理に委せらるる組織をもつこともあるであらう。これは企業外部の要求が經營の上に不斷に作用し得る組織ともいふべきものである。更に他方から考へると、従業者が一定の要求を持込む組織もまた考へられねばならぬ。即ち従業者のみの集團、又は従業者と經營幹部とを一丸としたる集團が企業の施設、方針、具體的運營等について一定の要求を申出で又は國家に對して告發を敢てする組織の存することもある。

大觀するに統制經濟に於ける企業の内部組織は次の如きものとなる。(1) 企業の經營と所有とのある程度に於ける分離。たゞ此程度は公益優先と自主性又は生産力との二要求を都合よく調和せしある點に定まる。勿論、内部の經營に關する國家要求が益々強く作用することはいふまでもない。(2) 外部からの内部常駐による監督又は管理を通しての參加。(3) 従業者の集團の經營意志決定への參加。

統制經濟の下に於て、企業は常に所謂營利性と所謂國家性との結合であるが、後者によつて前者を拘束し又は活用する組織をもつ。それ故に、所有經營の形からいふと民有民營を一般とする。けれども前述の如くこれは一般的事であり、例外としては國家の代行機關による經營の色彩を強くもつことがある。即ち經營方針としては國營の方向に向つて一步を進めるとともに、幹部の任免に關する國家の關與を強化する。我國に於ける營團の性質の如きは正しくこれに當る。その法的性格を規定し經濟的機能を分析することは今の仕事では

ない。たゞそれは、資本所有の形態に於て國有の色彩を加味してゐる。一方に於ては全部國家の出資にまつ場合から他方に於ては全部民間出資のみにまつ場合に至るまで、國家の資本による參加の程度は區々である。經營の方針としては營利性の制限が必要に應じては公益の爲には損失を回避せず、國家之を補償するまでに及ぶ。一般には民間出資に對して利子を支拂ひ得る程度の利潤の取得を目標とするけれども、國家の必要と情勢の如何によつては營利性の更に制限せられ又は解散せらるることがある。かゝる方針を貫く爲に、内部組織としては株式會社たることをやめて一種の公法人的色彩をもち、經營幹部は國家の直接又は間接なる選任にかゝる。間接にといふのは、首腦者のみ政府之を任命し、其他の幹部の選定をその意志に任せる場合をさす。勿論、統制經濟の本來の方向からいふと、この營團はその中に於ける特殊範圍としてのみ存立する。若し、すべての企業乃至經營が營團形態をとるときには、寧ろ國營に向つて一步を進めることになる。

かゝる營團の組織は本來の機能に於て、國家の産業干與の一方法として成立してゐるけれども、其共通の特徴は經營に對する營利性の國家制限、いはば費用補償主義をこえたる營利制限の可能にある。従つて間接の作用からいふと、國有民營の仲介組織ともなり得る。即ち、營團は一方に於て民有民營の企業を改組して經營に對する國家の統制を強化し、國營的色彩を濃厚にする機能をもつこともあり、又國家出資を増加すると共に經營の營利性を制限する爲に利用せらるることもある。何れの場合に於ても營團自體の經營が目ざされる。ところで、營團はまた、單なる出資を目ざすこともあり得る。それは單に一定の物資又は設備の保有、又は保管を

目的となし、その利用又は産業的經營を民間企業をして行はしめる中間機關的機能を營むことがあり得る。かゝる場合に於ては、民營の自主性を保存するとともに、國有による營利性の罷脱を目ざすとともに、何等かの理由により國家が直接に出資者たることの困難又は不便を避けようとするのである。此點からいふと、營團又はこれに近き諸組織は一方國家の出資を伴ひ又は伴はざる國營色彩の増加の役目を營み、他方國有民營の形態を實現する爲の仲介機關たる役目をも營む。何れにあつても、營團の特徴は統制經濟の内部に於ける、而して公法人としての營利性の制限にある。

三

統制經濟に於ける企業内部の組織を述べたが、所論はあくまで理想型のものである。現實に於ける各國家の統制經濟下の企業は何れもかゝる構圖からそれぞれの點に於て出入してゐる。たゞ統制經濟の精神の貫くところ、かゝる組織が形成せらるるであらうと考へられる。これから轉じて企業間の組織を考察しよう。此方面の組織に至つては極度に複雑多岐であるから、同様に理想型的敘述によつて、其最も可能的なる輪廓を明にするに止める。

企業間の組織としては統制經濟が營利性と國家性との結合である限り、二様の系統のものが考へられる。その一は國家統制の精神に基き、其補助機關として成立するところの組織である。その二は營利のための組織に

して統制によつてなほ残存を許され、また運用の方針を改むることによつて利用せらるるものである。前者がどこまで必要とせらるるかは所謂官廳統制がどこまで有効に行はれうるか、従つてどこまで統制上の補助機關を必要とするかにかゝる。後者がどこまで存立し得るかは、企業の自主性がどこまで保存せらるるか、又營利の爲に成立したる組織がどこまで國家統制の方針に順應するかによつて定る。此二者の性質に對應すべき組織としては日本に於ける統制會とカルテルとを考へ得る。

統制經濟に於て、計畫の遂行に關し、國家は各企業に對し直接に統制の役目を營まねばならぬ。一方に於ては價格の統制を行ふとともに、他方には生産の統制として擴張新設整理から資材の割當勞務の配置に至るまで、配給の統制として販賣、購入、集散に至るまで。金融と對外的交渉についても複雑なる統制が考へられる。これらのことは、政府機構の擴充により一應は少くも原理的に、政府自體の手に於て行ひ得ざることはない。けれどもそれは原理的なる可能のことであつて、現實に於けることではない。之を實行する爲には莫大なる人員（例へば賣買價格の監視だけにでも）を要する。加之、産業界の實情に適せざるもの統制は的を外れる事多く、又企業そのものをして統制の網を潜らしめる傾向がある。そこで自然の事實としては官廳統制の作用に限度があり、それをこえては効果をあげがたい。そこで、一の民間組織を必要とし、而も此組織は企業又は經營を成員又は構成要素とするものでなくてはならぬ。立入つていへば業種別又は生産物の種類による組織でなくてはならぬ。統制機能を營むために形成せらるる集團であるといふ意味に於て統制團體と稱することに

しよう。その機能は本來、國家の企業統制の機能を補助する點にあるから、大體に於て次の如きものを含むであらう。(1) 公定價格の維持に關する監視協力、及び公定價格の形成に關する資料や意見の提供。(2) 生産數量の割當、従つて供出に關する協力。(3) 資材勞務の有效なる割當。(4) 所屬企業の増減伸縮、ことに整理といはるる企業の改廢、休業等。更に方向を轉じては、(5) 企業經營に於ける國家目的遵守の精神、所謂企業に於ける國家性の滲透への協力。(6) 政府の方針の精神迅速なる傳達と、當該産業の側に於ける實情や要望の政府への集中。要するに政府の統制經濟の運營を容易にし、また自ら統制機能を分擔するといふ諸機能の爲には、同業的なる企業間の組織の十分に確立せられねばならず、それによつて、各企業を打つて一丸とする集團が形成せられ、其内部に神經の脈絡が貫通するが如くに、此組織の各部分間に於ける密接なる體統的聯絡あることを必要とする。

かゝる組織は如何なる作用を營むか。一方に於ては相互の接觸が頻繁であり、且つ相互に事情を熟知するが故に相互の監視が最も有效に行はれる。それ故に、統制の規定に背反することが困難となる。ことにこのことは公定價格の維持について有效である。又生産物の供給に於ける義務の遂行についてもさうであらう。その他、統制の規定の適用に關する具體的方法の決定についても、適切なる結果を得るであらう。要するに、相互監視による集團的壓迫は各企業の自制を強め、事業に關する豊富の知識と經驗は官廳統制の理解不足に基く缺陷を排除し得る。

官廳とかゝる統制團體との間には統制機能の遂行、従つて権限の上に於て、補完的な作用があり、其結果一方の機能の廣さは他方のその狭さを伴ふといふ遂行の關係がそこに存する。機能分配に關する一般的原則ともいふべきものに存しないと思はれる。たゞ産業の發達が高度であるほど、同時に統制が愈々強化せらるる必要の大なるほど、統制團體の結成と其協力とを要し、進みてはそれへの権限の委譲を便宜とするであらう。更に進みて考へると、此統制團體はそれぞれ別々のものであつても、即ち孤立的であつても其機能を營み得ぬといふのではない。けれども其機能の遂行を十分ならしむる爲には、業態の類似に基いて更に高次の集團にまで組織せられ従つて體統的組織をもつことが必要である。a b等の業態別團體は其業態の接近に従つてAの團體にまで結成せられ、a b等の團體はその部分團體をなすに至る。此方針がつき進めらるるならば、究極に於て全産業的なる統制團體が形成せられ、其末梢は數多の各業態別の團體に分立することになるであらう。かゝる情勢の下にあつては此全産業的團體が國家の中央統制機關、詳言すれば中央計畫機關、中央實行機關と相接し、計畫に必要な企業側の資料と意見とを提供するとともに、計畫實施に關する國家の機能に對して補助的に活動し、其手足となり、進みては権限の若干を代行的に行使する。勿論、これは一の理想型的構圖に過ぎぬから、そのまま現實に實現せらるることはない。中央統制機關と相表裏するところの全産業的集團が形成せらるるときといへども、これと相ならび、又はこれを補完するものとして消費者團體の參加を見ることがあり、別して後に述ぶるところの地域別統制團體をも參加せしむるに至る傾向が存在する。

産業別統制團體を單に各業態別に於ける企業の集團と述べたけれども、此企業といふ表現は嚴密の意味に解せらるることを許さない。それは家計と完全に分化したる意味に於ける企業であるのを一般とするけれども、家計からの未分化の状態にある家業であることも少からず、従つて此統制の爲の集團が組合の形態をとることも少くない。それは農業の場合（我國についていふと）に於けるが如く、産業別統制團體が其中心部分について見る限り、すべて産業組合の形をとることもあり、又巨大企業と中小産業とが同一業態に屬する若干の産業に於けるが如く、ある部分についてのみ組合の形成せらるることもある。かゝる場合には中小企業の場合と巨大企業とが各對等の地位に立ち、統制團體の成員となることもあるはずである。又進みて、巨大企業のあるものと中小企業の若干のものが指導協力の關係に立つことがある。後者は資本と技術、資材、勞務等の融通の上に於て前者に依存すると共に、注文の下請に於てまでそれに依存することがある。かゝる事情の下に於ては、統制團體の成員として巨大企業のみが參加することも亦自然であらうと思はれる。

かゝる廣義に於ける企業はまた、地域的なる一種の統制團體を結成し得る。これも國家の統制機能の運営に對して一種の補完作用を營むものである。これが作用は業態別の統制的なる集團が主として産業の縦の聯絡に従ひ、従つて産業の各段階の順序を追うて、而も全國的規模に於て、統制を圓滑ならしめる役目をもつに對し、寧ろ地方別的に又横斷的に即ち一地方に於ける諸企業間、諸産業間の統制上の聯絡を完からしめようとする機能を營む。而してこのことは統制に關する地方官廳の作用と相表裏し相補完するものとなるであらう。か

ゝる機能の遂行の目ざすところは結局に於て次の點にある。各物資需給の地方別なる釣合、他地方間との流通の統制の目標に従つて圓滑に進行すること、同時に産業配置が一方國家目的に従ひ他地方地方的釣合を得るに至ること、これである。此統制の運営に關する地方的産業團體は全國的に結成せられて高次の組織をもつてであらう。若し此地方別組織が農工等の若干のものに區分せらるるならば、それは最高次の全産業的地域組織にまで編別せられ、ひいては全産業的同業團體と相補ふことになる。尤も前に述べたところは形成せられゆく傾向を示したるものであるから、之を全く缺くことも亦可能である。その場合には地方官廳の統制機能がそれだけ増加する。而してかゝる地域的産業統制團體の形成せられ、統制機能に參畫するなど、それは輕減せられ得ると見るべきであらう。

我國に於けるかつての商工會議所の解散に伴ふ各地方の商工經濟會の形成はかゝる統制補完の地方的機能を果す爲であると思はれる。商工會議所が組織に於て民主的のものであつたことは別として、其主たる機能は各企業乃至各産業の地方的集團の利益擁護であり、地方的産業振興であつたといへる。統制補助組織としての商工經濟會の役目は一業一地方の利益を目ざすことを許されず、その目ざす所は、主として國家目的に副ふ産業の地方的配慮、それに伴ふ需給の調和にあり、その努力の結果として、進みてはそれと背かざる限度に於て利益の増大が認めらるるであらう。此際、問題とせらるる需給の調和は決して單に消費財にのみ關するものではなく、資材勞働進みては資金等のすべてを含むところの廣義の生産財のそれに亘る。勿論此

調和といふのも國家方針への隨順であるから、國家の統制機能の遂行に協力し、従つて強制助長の活動に對して補助的役目を營むといふことが其中に含まれる。

四

上に述べたところは統制經濟の本質から要望せられ、従つてそこに於て可能なるべく企業相互間の組織である。ところで統制が若しあくまで國家性に徹して、いはゞ國家要求に副ふことに殆ど全力を注ぐに至るならばかゝる統制團體のみを存立せしめて、其他の企業間の組織を存立せしめぬであらう。たゞそこに營利性のない殘存する限度に於て他の形態の組織があり、時にはかつてからの營利の爲の組織の形態を殘存せしめながら、それをして統制の機能の若干を遂行せしむることもある。かゝる殘存的意義を有する組織は營利又は互助を目的とするところの企業乃至家業の結合である。企業聯合やコンツエルンと數多の種類に及ぶ組合はそれである。これらのうち企業聯合即ちカルテルが何よりも注目せられる。

若し統制が緩く従つて獨占利潤追求の餘地存する場合にカルテルが統制團體と平行的に存立し得ることはいふまでもない。けれども、統制が國防の必要から強化せられたる場合にそれは如何にして存立し得るであらうか。一は前述の如きの意味に於ける統制團體の形成せられざる場合に於て、自治統制の爲のカルテルが形態乃至組織をそのままにして自治統制の精神を入れかへて國家統制の線に沿うて動くと共に、許されたる限度に於

て營利を殘存せしめ、又殘存せしめずとも自治統制的機能を遂行する。例へば相互間の競争の制限の如き、購買販賣に於ける共同組織の如き、注文の割當の如き、生産又は技術に於ける合理化の如き。ことに統制團體が命令によつて設立せられながら、其範圍が廣狹の何れかに失し、統制の實現上、異なる産業範圍の集團を必要とするときに、舊くからのカルテルがそのまま利用せられ得る餘地が存するはずである。獨逸に於てはなほカルテルが十分に作用して居り、日本の現状に於てはカルテルの改組として統制會を考ふべき場合もあり得ようが、統制會の成立に拘はらずカルテルが其機能をつゞける場合もあり得る。

こゝに統制團體といへる表現は次の如きものを指してゐる。設立と加入とが國家統制の必要上、強制せらるる業態上の團體である。カルテルは自由的自治的形成をもつ點に於てそれに加へられぬ。また地方商工經濟會は設立と加入が強制せらるるにしても業態上の結合ではない。所謂統制會社は多く集貨販賣に關する獨占事業であり、もとよりそれは企業の結合たる意味に於て、こゝにいふ統制團體とは遠い。

コンツェルンは所有と經營との最も多角的なる結合である。それゆゑに所有即ち資本と經營とが完全に分類せらるべきであるならばコンツェルンは解體の外に道はないはずである。けれども、統制經濟がなほ企業の側に於ける自主性を殘存せしむることにより生産の増加を計らうとする以上、資本と經營との分類は決して完全に行はれず、場合によつては二者の結合を存置しながら、たゞ營利に伴ふ弊害や困難の打破を統制によつて實現しようとするときに、コンツェルンは依然として存續し、たゞ其機能に於て相當の變化を見せるであらう。資

本の相互融通に於て、生産上の聯絡、ことに資材の需給に於て、幹部の相互利用に於て、勞務の融通に於て、別して經濟外的なる勢力や特權の共同利用に於て、コンツェルンは依然其作用をつゞける。たゞ其運営の方針に於て、かつての如く單に利潤の追求を目標とするのではなく、國家目的に順應する仕方 に於て、又は此順應を妨げざる限度に於て、報酬としての利潤の増加を辭せぬといふべきであらう。要するに、統制下に於けるコンツェルンは生産増加に役立つ範圍に於て其存立を認めらるるであらうが、豊富なる設備と財力と資源と技術と經營能力とをもち、國家の必要とする方向にこれらを打つて一丸となすことにより、生産の品質數量の最良最大を計ること、こゝにコンツェルンの能力があり、又存立の認めらるる理由がある。かゝる事情から、經營所有の分離の必要なる一面もあるが、之を公式化して強行することがあると、コンツェルンの長所をも同時に失ふこととなるであらう。これは決してコンツェルンそのものの是非を論ずるのではない。それが國家目的に徹し得る場合に於ける生産増加の上から見たときの作用に外ならぬ。

これだけはかつて營利による企業結合の運命について述べたるわけである。互助の原則の上に立つところの諸種の組合については事態自ら別である。本來中小企業又は家業を地盤とし成員とするところの組合は營利的結合であるよりも寧ろ互助によつて資本の壓迫に對抗することを目的とし、國家亦之を支援した。此點から組合の方針の中には國家の要求が同時に盛られてゐた。かくて國民經濟が統制經濟の形態をとるに及び、組合は互助の精神を排除することなく、同時に國家統制に協力すといふ方針をとるに至つた。かくて一般的にいふと

種々の組合は統制經濟に入つてから統制のための機關として作用するに至り、従つて企業の獨占的結合の外に統制團體の成立を必要とするのと趣を異にするものがある。いはゞ組合そのものが互助、従つて外部に對する對抗から内部への統制へと活動の方向を轉換するに至るべき事情にある。それが統制の爲に作用し得る理由は極めて明白である。無數の中小業者に對して官廳統制を行ひ意志の傳達、監視、上通を計ることは至難である。これに反して組合といふ組織をもつ場合には統制の方針は組合を通して成員に傳へられ、其上に、成員の相互監視が行はれる。加之、組合を通して生産配給に關する具體的事情が詳知せられる。このとき、統制團體の形成が國家の統制を補完するのと趣を同じくする。

五

國家は統制經濟の運營を圓滑ならしめる爲に、組織を整備する。統制に對應し、之を順調に進行せしめるための企業内部、企業間の組織の如何なるものであるかは、既に之を述べた。ところが國家が統制經濟の組織を完うするが爲にはこれに止まらず、所謂企業整備に進む。これは各企業又は經營そのものの改廢増減を強制又は増進することである。これによつて國民經濟の企業から成立してゐる姿、即ち企業構造を變化してゆく。企業整備は一面組織整備として統制經營の行はるる地盤を作り上げることには於ては企業内部、企業間の組織形成と同じきわけであるが、更に進みていふと、それ自體が一種の需給統制であるとも見得る。需給の主體そのも

の生滅改廢を意味するからである。主體の一々の需要供給の行動に對する統制を循環的需給統制といふものに對して、これは組織的需給統制ともいふべきである。

さて國家は其目的の爲に、ことに國防の充實の必要に應じて企業又は家業といふが如き經營單位又は生産單位の整備、いはゞ増減改廢を行ふ。これは企業整理といはるる消極的のものと、強制による増設擴張等の積極的のものとの二を含む。統制がかかる方針に向つて進む理由は現在あるがまゝの企業に需給統制を加へるのみによつては、生産物の數量と種類とに於て國家要求を充すべき生産を行ひ得ずと見るからである。それは主として不急産業の整理であり、必要産業乃至重要産業の新設擴張を意味し、ひいてはそれによる一國産業構成の變貌を意味する。

この産業構成の變貌ともいふべき生産單位の存廢への國家統制は前述の如く一面に於て需給統制の性質をもつと考へ得る。企業の内外に關する組織への干涉は間接に需給に影響をもつにしても、それ自體は企業の需給への統制とはいひがたい。これに反して經營の整備そのものは需給主體の増減、又は需給主體の規模の伸縮を促す。ところでこれの統制經濟との聯絡は二重である。一方統制經濟を必然ならしむるところの國家の必要が之も要求するとともに、他方統制の運用そのことが之を要求する。まづ前者について考へよう。

國家の立場からいふと、生産の擴張と質的集中とが必要となる。これが爲には、一方に於て民需産業の縮小、軍需産業の飛躍的増大はさげがたき大勢である。而して普通の意味に於ける、いはゞ循環的なる需給統制

はかゝる必要に應じて一々の需要と供給とを指導し強制する。これは各企業の需給數量への干渉である。けれども進みては需給能力といふ根幹そのものを統制せざるを得ぬ。いはゞ需給の主體そのものの増減改廢を行ふとき、國家の要求する需給は自らに實現せらるることになる。企業整備は一方まさにかゝる點をねらふものといひ得よう。けれども企業の整備はたゞこれだけをねらふのではない。他方に於て統制の技術的過程として統制せらるべき企業の側に組織をもち、いはゞ一の神経系統を以て貫かるるが如く、統制意志の傳達、監視、事態の知悉等の容易なることが要求せられる。この事情は一定の産業が企業數少きほど、實現せられ易い。大規模經營のもの少數殘存は其間の結合を容易にするからである。それとともに、各企業の規模にあまりの差等のないことは、統制の規定を簡單ならしめ實施を容易にする。かくて企業そのものの整備が國家の生産に關する要求以外、統制技術として要求せられる。

企業整備といふ組織統制を一面から見るとすれば、企業の改組期間の短縮であり、自然過程に代うるに人爲過程を以てすることである。而も他面から見るときは、生産要素の轉置即ち配置變換に外ならぬ。まづ前の點について考へる。國家の要求に應じて需要が著しく變化する。かくして供給乃至生産そのものは此需要の構成に應ずるやうに構成を改めねばならぬ。はじめは現存の經營に於ける事業の伸縮によつて應じ得るにしても、やがては企業従つて經營の増減、一方から他方への移轉によつてそれに應じなければならなくなる。自然經濟に於てはこの變化が企業の損益興亡によつて容易に行はれる。ところが統制經濟に於てはこれが徐々にしか行は

れぬ。別して國家が短期の必要に應ずる爲に劣等の經營になほ其生産を期待するか、然らずとしても價格の公定に際して費用補償原則に立たうとする場合に然り。統制經濟に於て需要への供給乃至生産の適應を圓滑且つ迅速ならしめようとするならば、統制によつて企業そのものの整備にかゝる外はない。それは自然なる、従つて無計畫的なる過程に放置するならば長期をまちてはじめて實現せらるるであらうが、それを人爲的に短縮する所以である。

ところで企業整備は他面から見ると生産要素の轉置である。何よりもそれは産業的轉置である。不急の産業より所謂重點産業乃至重要産業への轉置である。甲の産業に於ける企業又は經營が廢業又は縮小するとき生産要素は遊休する。この生産要素、即ち勞働、原料、土地、ひいては固定設備等は晚かれ早かれ他の産業に屬する企業に流入することとなる。勿論その間に摩擦があり、別して勞働の如きは移轉の困難なる場合が多い。けれども國家は究極その統制作用によつて此流入を急速に實現せしめる。けれども此生産要素の轉置はそれのみに止まらぬ。一産業に屬する數多の企業又は經營がある場合、その中の不利なるものは之を縮小又は閉鎖して生産要素はすべて之を有利な用途にむけかへる。この有利なる用途の中、最も手近きものは、同一産業に屬する他の企業である。これは新に合併によつて設立せらるることもあり、又は既存のものであることもある。何れにせよ、規模は擴張せられ従つて技術と組織とは改廢せられ生産力は高められる。いはゞ生産要素はこの轉置によつて社會の生産力を高める。けれども轉置の行先は他の重要産業であることもある。更に進みては設備

そのものが全く新しき國家的用途にむけらるることがある。例へばそれが原料となり武器に生産せらるるといふが如き。何れにせよ、此生産要素の轉置は三のことを意味し得る。一は廣義に於ける産業合理化、即ち生産力の増加に役立つ。二は國家の格別に又は急速に必要とする産業にむけられて、云はゞ生産の質の轉換に役立つ。三は他の國家目的に役立つ。